

条 例

埼玉県中小企業振興基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十号

埼玉県中小企業振興基本条例の一部を改正する条例

埼玉県中小企業振興基本条例（平成十四年埼玉県条例第九十八号）の一部を次のように改正する。

前文中「景気が低迷する状況の中、中小企業は極めて厳しい経営環境にあり、経営の安定と活力の回復を図るために効果的な」を「少子高齢化により国内市場が縮小するとともに、経済のグローバル化が進展し、外国為替相場や原油価格の変動、海外における金融市場や金融機関に対する信用の低下が県内の中小企業に直接影響を及ぼすなど、中小企業を取り巻く経営環境は厳しさを増している。さらに、大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化は、中小企業の事業環境に大きな影響を与えることとなった。

このような急激な環境の変化に対処していくためには、中小企業は、自ら経営基盤の強化を図っていくことはもとより、環境の変化に対応した新たなビジネスモデルを創出するなど経営の向上に自主的かつ積極的に取り組んでいくことが求められている。

そして、中小企業が、経営の安定及び向上を図るとともに、将来にわたって健全な成長発展を図ることができるよう、産学官の連携を促進し、受注の機会の増大も含めた総合的な」に、「躍動する」を「躍動し、成長し続ける」に改める。

第二条に次の一項を加える。

2 この条例において「商工団体」とは、商工会、商工会議所その他中小企業者に関する団体をいう。

第三条中「市町村」の下に「、商工団体」を加える。

第四条第二号中「中小企業の」の下に「専門性を高め、」を加え、「関する」を「寄与する」に改め、同条第七号中「後継者及び人材確保」を「経営者及び後継者の育成」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号中「人材育成」を「人材の育成及び確保」に改め、同号を同条第八号とし、同条第五号中「対する」を「関する」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 中小企業の海外における事業の展開等の促進に関する施策

四 中小企業の経営環境等の変化への対応に関する施策

第四条に次の一号を加える。

十 商工団体の活動の促進に関する施策

第五条第一号中「予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めること」を「次に掲げる措置を講ずること」に改め、同号に次のように加える。

イ 予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めること。この場合において、防災活動その他の地域における公益の増進に寄与した活動の実績を考慮するよう努めること。

ロ 中小企業者に係る下請契約の適正化に資する対策の実施に努めること。

第七条の見出し中「市町村」の下に「等」を加え、同条中「市町村」の下に「及び商工団体」を加える。

第九条の次に次の一条を加える。

（議会への報告）

第十条 知事は、中小企業の振興のために講じた施策の実施状況について、適宜、議会に報告すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。